

教政第167号  
令和3年8月23日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

県立学校における夏季休業明けの対応について（通知）

このことについて、県立学校長に対し、別紙のとおり通知いたしました。  
各市町村教育委員会におかれましては、所管の学校において、適切な対応が行われる  
よう、引き続き御配慮いただきますようお願いいたします。

教政第166号  
令和3年8月23日

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

県立学校における夏季休業明けの対応について（通知）

去る8月19日に開催された「徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、感染力が非常に強い「デルタ株」の影響で県内での新規感染者数が急増しており、本県の医療体制にさらに大きな負担がかかり、通常の診療に深刻な影響が発生することを回避するため、同日18時から「本県初」となる、とくしまアラート「特定警戒」（国のステージⅣ相当）が発動されました。

つきましては、県立学校における夏季休業明けの対応については、「感染症対策」と「学びの保障」の両立を図るため、「感染拡大予防対策」として、以下のとおり、感染状況等に応じて、分散登校やオンラインによる学習支援等（以下、「分散登校等」という。）を実施することといたしますので、趣旨を御理解いただき、円滑に実施いただきますようお願いいたします。

なお、教育活動等に係る感染拡大防止対策については、令和3年8月19日付け教政第163号「令和3年8月19日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について（通知）」に記載する取組を徹底いただきますようよろしくお願いいたします。

1 取組対象期間

感染状況を踏まえ、当面の間実施する。

2 実施対象

以下の場合において対象となる学校で分散登校等を実施する。

(1) 学校で複数の感染が確認された場合

当該学校を対象として実施

※なお、児童生徒等が感染した場合は、これまでと同様に、原則として直ちに臨時休業とし、期間及び規模については、学校長が、所管の保健所及び学校医、教育委員会等と相談し、検討の上決定する。

(2) 地域で、学校クラスターや近隣の学校で複数の感染が確認されるなど、

その地域で感染拡大がみられる場合

当該地域に所在する学校を対象として実施

(3) 本県の市町村が「まん延防止等重点措置区域」の適用となった場合

当該市町村に所在する全学校を対象として実施

(4) 本県が「緊急事態宣言」の対象となった場合

県下全域における全学校を対象として実施

### 3 分散登校等の実施方法等について

基本的な感染防止対策を徹底の上、分散登校やオンラインによる学習支援などを組み合わせて実施することにより感染拡大を予防することとする。

分散登校等の方法については、以下のとおり例示するので、各地域、学校の実情を踏まえて、円滑な実施をお願いします。

#### (1) 分散登校について

- ・分散登校は、地域や学校の特性、児童生徒等の状況に応じて、設定すること。時差登校との組み合わせも可とする。
- ・登校させる場合の始業時間については、可能な限り通勤時間など人流の多い時間帯を避ける工夫を行うこと。
- ・特別支援学校については、校種（障がい種）、規模、隣接する病院や福祉施設の状況等、幼児児童生徒の実情に応じた対策を適切に行う必要があるため、学校毎に判断すること。

#### <実施例>

- ・クラス単位やクラス内を分けての分散登校・時差登校を実施する。
- ・午前・午後で登校時間を分けたり、曜日で登校する日を分ける。
- ・学年やクラス毎に登校時間をずらすなど、時差登校を実施する。
- ・進学や就職を控えた中学校第3学年、高等学校第3学年等の最終学年の児童生徒等は通常登校とし、それ以外の学年について分散登校・時差登校を実施する。

#### (2) オンライン学習について

- ・分散登校によりやむを得ず自宅で学習を行う児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じないようにするため、また規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続するため、ICTを効果的に活用すること。

#### <実施例>

- ・Classiや学びポケット等の学習支援アプリを利用し、各教科の学習課題の配布や取組の確認を行う。
- ・同時双方向型のWeb会議システム（Zoom等）を利用し、個別の学習指導（課題の解説等）、SHR（各種連絡・健康観察）や個別面談（進路指導等）を実施する。

#### ※実施上の留意点

各家庭のWi-Fi環境を考慮して実施する。

#### (3) 部活動について

- ・分散登校等の実施期間については、部活動は休止とする。ただし、公式大会やコンクール等への参加が予定されている場合の必要最低限の練習については可能とするが、その活動内容については、別途、教育委員会と協議を行うこと。

#### (4) 学校行事について

- ・分散登校等実施期間の学校行事については、原則延期等とすること。

#### (5) その他

- ・分散登校等により登校しない日の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも協力を依頼すること。
- ・総合寄宿舍等においては、分散登校等への体制を整えておくこと。

#### 4 家庭内での感染対策について

現時点では児童生徒等への感染は、家庭内感染が大部分であることから、家庭からウイルスを学校内に持ち込まないようにするため、次の点について保護者及び教職員等に対して徹底を呼びかけること。

- ・「マスクの正しい着用」や「手洗い手指消毒」などの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・集団感染のリスクを低減するため、3密が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの密を避けること。
- ・「県境をまたぐ移動」や「不要不急の外出」は慎重に判断すること。
- ・毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。
- ・とくしまアラート「特定警戒」（国のステージⅣ相当）が発動されていることから、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えること。

#### 5 その他

夏季休業明けまでに、本県が「緊急事態宣言」の対象となった場合は県下全域における全学校を対象として、また、本県の市町村が「まん延防止等重点措置区域」の適用となった場合は当該市町村に所在する全学校を対象として、夏季休業明けから分散登校等を行うこととする。

<お問い合わせ先>

【本通知に関すること】

教育政策課 働き方・発信戦略担当

電話 088-621-3159

【新型コロナウイルス感染症対策全般に関すること】

体育学校安全課 食育・健康教育担当

電話 088-621-3172

【分散登校・学習支援・学校行事に関すること】

(義務教育に関すること)

学校教育課 義務教育・G I G A担当

電話 088-621-3114

(高校教育に関すること)

学校教育課 高校教育・G I G A担当

電話 088-621-3104

(特別支援教育に関すること)

特別支援教育課 新時代・特別支援学校担当

電話 088-621-3142

(体育・保健体育に関すること)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165

(オンライン学習に関すること (ハード面))

総合教育センター G I G Aスクール推進課

G I G Aスクール担当

電話 088-602-7612

【部活動に関すること】

(文化部活動について)

グローバル・文化教育課 あわっ子文化担当

電話 088-621-3055

(運動部活動について)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当

電話 088-621-3165